

AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(案)
に対する意見募集結果

令和5年3月

総務省 情報流通行政局 地上放送課

「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）」に対する意見募集で寄せられた意見

- 意見募集期間：令和4年12月28日（水）～令和5年1月31日（火）
- 意見提出数：38件（放送事業者等32件、個人6件）

（意見提出順、敬称略）

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	北海道放送株式会社	12	株式会社ニッポン放送	23	株式会社 STV ラジオ
2	株式会社エフエム福岡	13	南海放送株式会社	24	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
3	一般社団法人日本民間放送連盟	14	株式会社 TBS ラジオ	25	株式会社高知放送
4	青森放送株式会社	15	山口放送株式会社	26	株式会社新潟放送
5	株式会社ベイエフエム	16	株式会社エフエム愛知	27	長崎放送株式会社
6	株式会社エフエムナックファイブ	17	朝日放送ラジオ株式会社	28	福井放送株式会社
7	静岡エフエム放送株式会社	18	株式会社エフエム東京	29	株式会社 InterFM897
8	株式会社文化放送	19	株式会社大分放送	30	株式会社京都放送
9	横浜エフエム放送株式会社	20	大阪放送株式会社	31	株式会社 MBS ラジオ
10	株式会社山梨放送	21	札幌テレビ放送株式会社	32	株式会社エフエム大阪
11	株式会社中国放送	22	株式会社 TBS ホールディングス		個人(6件)
受付順	意見提出者	受付順	意見提出者	受付順	意見提出者

AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(案)

に対する意見及びこれに対する考え方

全般	
意見 1-1	考え方 1-1
<p>● 基本方針(案)に賛同</p>	
<p>○ AM局の運用休止を可能とするための特例措置を設けることは妥当と考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 本基本方針(案)に賛同いたします。 【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ 今回の基本方針(案)に賛同いたします。 【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ AM局の運用休止を可能とするための特例措置を設けることに賛同いたします。 【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ 民間AMラジオ放送事業者にとって経営の選択肢を拡大する意味で、AM局の運用休止を可能とするための特例措置を設けることは、妥当なものだと考えます。 【株式会社TBSホールディングス】</p>	
<p>○ 「AM局の運用休止に係る特例措置」を設けることについては、厳しい経営状況が続くAMラジオ事業者にとって、経営施策の選択肢が増えることになり、評価できるものと考え、賛同いたします。 【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>○ 民間AMラジオ放送事業者がそれぞれの経営判断のもと、『FM転換』『AM局廃止』を具体的に検討する時期にきています。「一定期間のAM局の運用休止」を可能とする今回の特例措置は課題を洗い出す取り組みであり、賛同します。</p>	

【株式会社高知放送】	
<p>○ AM放送のFM放送への転換にむけて、停波実験により諸課題を整備するための取り組みであると認識したうえで、現行の電波法との整合性を取るために、AM局の運用休止に係る特例措置が提案されたものととらえ、意義のあることと大筋で賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換、AM 局廃止の検討のために、現行法の範囲の中で一定期間の AM 局の運用休止を可能とする特例措置が設けられたこと、またその適用をうけるための基本方針がまとめられたことに賛意を表します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<p>意見 1-2</p> <p>● 基本方針（案）に反対</p>	考え方 1-2
<p>○ AM 波停波に反対します。市街地から離れた場所で FM 波だと受信できなくなる恐れがあります。また、登山などでも FM 波の場合十分に受信できる保障はありません。（スマホなども使えないこともあるので AM 放送は重要です。天災など特に災害事にはネットも使えない場合 AM ラジオは重要です。）また夜間 300km くらい離れた地域の放送も受信できますが、FM 波では受信できなくなります。（電離層反射波で夜間遠くの放送局の放送がきけなくなります。）業界、団体の都合で FM 波移行に移そうとすること自体良くない。（コスト、効率優先にしないで下さい）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>民間 AM ラジオ放送事業者の経営状況を踏まえ、経営判断として FM 転換及び AM 局廃止を検討するための取組は必要であると考えます。</p> <p>なお、基本方針（案）においては、世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう、特例措置適用事業者は特例適用局を適切に選定するとともに、その運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うなど、聴取者への影響を最小限にするための要件を設けています。</p>
<p>○ 周波数防衛の面から、親局レベルでの適用に反対する 諸外国が廃止されたと勘違いし、電波を使ったプロパガンダを行う事を危惧している 従って、今回の案に第 76 条第 4 項第 1 号を適用外とする事自体がおかしいと考える そもそも、超短波による補完放送はあくまで「中波放送の補完放送」であり、主たる免許は中波放送である事は明確である それを超短波放送に転換するとなると、「補完」の意味が全く無くなる</p>	

<p>そんな馬鹿げた事はあってはならない 従って、「中波が主、超短波は従」とする現行の仕組みを転換し、「超短波を主」とする事は大反対である</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 1-3 ● ラジオ放送事業者の意見や要望を踏まえた柔軟な対応を要望</p>	<p>考え方 1-3</p>
<p>○ AM局の運用休止が円滑に行われ、有意義なものとなるよう、総務省は今回の意見募集や、2023年2月頃に実施予定の「特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者の意向調査」などにおいて、ラジオ各社の個別の意見や要望を十分に把握していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>○ AM局運用休止希望社の地域毎に異なる事情を理解していただき、各社の要望を十分に取り込み、柔軟なご対応をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ 「FM 転換」及び「AM 局廃止」を検討するに当たって、社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、先だって一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするため、特例措置の基本方針が策定されることに賛成します。弊社では、放送事業者として社会的な責務のもとで聴取者ファーストの概念は承知していますが、ラジオ局の経営状況が年々厳しくなっているなかで経営基盤の強化の観点から設備負担を軽減させていく方針を進めております。時期早々に「FM 転換」及び「AM 局廃止」がスムーズに実現されることに期待しており、その第一歩として実施されるAM停波実証実験にかかわる特例措置の適用にあたっては審査判定など行政側の柔軟な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>	
<p>○ ラジオ放送は地域情報や娯楽の提供、さらに非常災害時における避難情報提供など地域住民に密着したメディアであり、弊社も71年前からAMラジオ放送で地域貢献を図ってきました。が、現在のラジオ放送を巡る環境は、メディアが多様化する中で収入が減少しつづけ、放送を維持するための投</p>	

<p>資的経費、義務的経費ともに捻出に苦慮しているのが現状です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このため弊社では AM と FM の 2 つのラジオ放送のうち AM を廃止して FM に一本化し、貴重な経営資源をコンテンツの面に重点配分したいと考えています。 ○ 今回の取り組みは過去に前例がないものであり、今後、新たな疑問と課題が浮上することと見られますが引き続き柔軟な対応を要望します。 <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ AM局の運用休止に係る検証が円滑に行われ、有意義なものとなるよう、総務省は今回の意見募集や、2023年2月頃に実施予定の「特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者の意向調査」などにおいて、ラジオ各社の意見や要望を十分に把握し、柔軟に対応いただくよう要望します。 <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS ラジオ】</p>	
前文	
<p>意見 2-1</p> <p>● 「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」との関係性及び基本方針（案）に記載されなかった項目に関する現時点の認識を明記することを要望</p>	考え方 2-1
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民放連は今回示された基本方針（案）が、「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」（2020年12月）を踏まえて策定されたものと理解しております。本基本方針の冒頭で、同考え方との関係性を明記していただきたいと考えます。 ○ 同考え方のうち、今回の基本方針（案）に盛り込まれなかった部分については、現時点の認識をあわせて明記していただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本基本方針（案）は、2023年の再免許時に、一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするために必要となる措置について、放送法・電波法上の観点から整理を行い、新たに設けることとしている電波法上の特例措置の内容、適用を受けるための要件、手続等を示したものです。</p> <p>「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」との関係については、本基本方針はA</p>

	<p>M局の運用休止について制度整備面での整理を行ったものであり、当該「考え方」でお示ししていた認識に変更はありません。</p> <p>特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととしています。</p>
1 AM局の運用休止に係る特例措置	
意見 3-1	考え方 3-1
<p>● 特例措置に賛同</p> <p>○ FM転換及びAM局廃止を検討する民間AMラジオ放送事業者において、一定の要件を満たす場合には、6か月以上に及ぶAM局の運用休止を行っても、電波法（昭和25年法律第131号）第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱うこととする基本方針案について賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p> <p>○ 6か月以上に及ぶAM局の運用休止を行っても、電波法の規定に該当しない、との方針に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
2 特例措置の適用期間	
意見 4-1	考え方 4-1
<p>● 特例措置の適用期間の延長に賛同</p> <p>○ 特例措置の適用期間の延長については、AM放送休止（廃止）が与える社会的影響に配慮して、十分な検証を行いつつスムーズなFM転換に結び付けるための措置と受け止め、大いに賛同します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<p>○ 適用期間を延長することができる、との方針について賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>意見 4-2</p> <p>● 特例措置の適用期間を延長できる期間を明示することを要望</p>	<p>考え方 4-2</p>
<p>○ 2025年1月の特例措置の適用期間の終了後、特例措置の適用を受ける特例措置適用事業者が当該適用期間の延長を希望するときは、総務省が必要と認める場合に、当該適用期間を延長することができるかとされていますが、その延長できる期間を明示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	<p>特例措置を延長することができる期間については、さらなる検証の必要性や運用休止による影響の大きさ等を勘案し、個別に検討することを想定しています。</p>
<p>3 特例措置の適用を受けるための要件</p>	
<p>(1) 特例適用局が適切に選定されていること</p>	
<p>意見 5-1</p> <p>● 世帯・エリアカバー率の要件を具体的な数値で示さないことに賛同</p>	<p>考え方 5-1</p>
<p>○ 運用休止に係る「世帯カバー率」を一律の数値目標としていないことは、地域事情に柔軟に対応できるものとして妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 運用休止に係る「世帯カバー率」を一律の数値目標としていないことは、地域事情に柔軟に対応できるものとして妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STV ラジオ】</p>	
<p>○ 「運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう～」に関して、それぞれの地域の状況が異なることから、本方針のように世帯・エリアカバー率について具体的な数値で示されないことが妥当と考えます</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	

<p>○ 特例措置の適用期間中に新設を計画する FM 局を含むとあるが、カバー率を確保するために FM 中継局の置局で対応することは、設備投資等の負担が大きく、現在の経営状況からは厳しいと言わざるを得ない。措置の適用について、具体的な約 90%をおおむねの基準が削除されている点は、総合的な判断をいただいたとして高く評価するが、引き続き地域の特性を考慮した柔軟な対応を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>意見 5-2</p> <p>● 世帯・エリアカバー率の要件に関する御意見</p>	<p>考え方 5-2</p>
<p>○ 世帯・エリアカバー率の基準・定義は各放送事業者の経営に大きな影響が出る重要なポイントになりますが、従来の説明にあった「約 90%を概ね満たす」というものから「最大限維持」という表現に変わった理由・背景についてご説明いただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>特例適用局の運用休止に当たっては、世帯カバー率について一律の基準を設けるのではなく、放送対象地域内の聴取者や地方公共団体の理解を得ることが重要であると考えております。そのため、本基本方針（案）では具体的な世帯カバー率の基準を示していません。</p>
<p>○ 「運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう・・・」との記載がありますが、具体的にどの程度が必要なのか不明確なため、目安の数字を示して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	
<p>意見 5-3</p> <p>● 世帯カバー率だけでなく、エリアカバー率についても留意することを要望</p>	<p>考え方 5-3</p>
<p>○ 「運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう、特例適用局を適切に選定すること。」とある一方、ア) では提出データとして「世帯カバー率」のみを求めています。エリアカバー率を考慮しない場合、既存エリア境界領域において、情報弱者が発生する可能性があることから、物理的エリアカバー率に関しても留意すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ベイエフエム】</p>	<p>特例措置の実施状況等を踏まえて行う FM 転換の可否を判断する審査基準の策定及び AM 局廃止の取扱い等に係る検討の中で、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 5-4</p> <p>● 世帯カバー率にケーブルテレビによる再放送も対象として加算することに賛同</p>	<p>考え方 5-4</p>

<p>○ 世帯カバー率にケーブルテレビによる再放送も対象として加算するとの方針には賛同する。再放送の促進については、事業者からも要請を行うが、総務省からの働きかけやワイドFM受信設備への補助金など、国による幅広い財政支援も併せて要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>意見 5-5</p> <p>● radiko を代替手段として認めることを要望</p>	<p>考え方 5-5</p>
<p>○ 特例適用局の運用休止に伴いラジオ放送が聴取できなくなる地域の大多数では、聴取するための代替手段は「radiko」しかないと考えています。加えて、カバー率を最大限維持するための努力には限界もあるため、カバー率算出に関するradikoの有効性を検討して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>radikoについては、世帯カバー率には含めないこととしていますが、ラジオ放送が聴取できなくなる地域における代替手段には含めることとしています。今後のradikoの取扱いについては、情報通信技術の動向等を見極めていくことが必要と考えています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>○ また、中継局の新設、ケーブルテレビによる再送信によっても救済できない地域に関してはラジコ等の代替手段の周知徹底を行い、ラジオ聴取者数が少なくとも維持されるように配慮すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ベイエフエム】</p>	
<p>○ 新たなFM中継局の整備や既存のFM補完中継局の運用、さらにはケーブルテレビによる再送信の実施によっても聴取できなくなる地域の難聴解消について、さらには運用休止前から存在する難聴地域の解消について、radiko有効活用の可能性を検討することが望ましいのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエムナックファイブ】</p>	
<p>○ この度の「AM局の運用休止に係る特例措置」については、特例適用局の放送対象地域において、聴取者の意向を優先に実施され、その結果が将来の制度整備に反映されることを要望します。該当箇所の下線部において、「聴取するための代替手段を提示すること」とあり、代替手段の具体例の記述はありませんが、総務省から、FM局及びケーブルテレビのほか、radikoも考慮されるとの説明がありました。ただし、この場合、対象地域の地方公共団体への周知及び災害時の対応に関する調整を行い、当該団体の了承が必要とのことでした。この考え方は、AM局の運用休止に係る特例措置として</p>	

<p>認めるものと理解しています。一方で、この考え方は、運用休止前から存在する難聴地域の対策として、radikoの活用の可能性を今後検討することを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【横浜エフエム放送株式会社】</p>	
<p>○ 「運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう、特例適用局を適切に選定すること。このため、特例適用局の運用休止にあたっては、新たなFM中継局の整備や既存のFM補完局の運用、さらにはケーブルテレビによる再送信の実施を可能な限り行うこと。上記対応をおこなってもなお、当概事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域については、聴取するための代替手段を提示すること」とあるが「既存AM局のカバー率を最大限維持・さらにケーブルテレビによる再送信を可能な限り行い、なおも聴取できなくなる地域について代替手段を提示すること」の定義に沿う対策において、特に山間部など条件不利地域における新たな置局やケーブル等インフラ対応は費用負担を含めて困難であり、且つほかの代替手段で対策が打てない場合にはFM転換へ進めなくなることも懸念されます。代替手段について総務省の同方針案の事前説明にあたりラジコ配信の代替は制度的に位置付けしない方針をうかがっていますが、同配信サービスの普及状況や配信設備および放送回線の2重化など強靱化される現状を理解いただき、今後ラジコ配信についても地域的特例を持つなど柔軟な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>	
<p>○ スマートフォンやタブレットなどデジタルデバイスの普及が進む中で、「radiko」の存在意義は今後さらに高まるものと思われます。そのような環境の中で、「radiko」がラジオ放送の代替メディアとして認められるよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	
<p>○ 「当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域については、聴取するための代替手段を提示すること。」との記載がありますが、代替手段として「ラジコ」の提示も認めて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	
<p>○ ラジオ放送ネットワークインフラについてもブロードバンド代替が有力な選択肢との認識の下、r</p>	

<p>a d i k o を代替手段として認めていただくことも要望します。</p> <p>○ 「FM転換」「AM局廃止」において、AMもFMもエリア外となる聴取者に対する代替手段として、民放ラジオ全99局とNHKが聴取可能で、かつ全国で900万人のユニークユーザーが存在するまでに普及が進んでいるradikoを認めていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ インターネット配信であるradikoは、利用者が増加し続け、車内での聴取手段として普及しつつあります。ワイドFMによる再放送が進まないトンネル内でもradikoによる聴取は可能であり、多くの民間AMラジオ放送事業者にとって、緊急時にトンネル内に残された人への情報伝達手段としても有効です。今回の「基本方針(案)」にある「聴取できなくなる地域について、聴取するための代替手段」とは、radikoしかないと考えられますが、世帯・エリアカバー率の算入対象としてもradikoの有効性について早急に検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSホールディングス】</p>	
<p>○ AMもFMもエリア外となる聴取者に対する代替手段としては、radiko(インターネット配信)が現実的であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>	
<p>○ 「聴取するための代替手段を提示すること」に関して、通信キャリアの電波で受信できるradikoのようなインターネット利用のサービスを「代替手段」の一方策とすることが適切と考えます。これは特例措置の適用期間終了後の制度整備による「FM転換」においても同様です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>○ 運用休止期間中の対策として、radikoでの聴取促進をお願いするケースが多いと思われます。若年層の受信機離れは顕著であり、Radikoでの聴取者が多いのも事実であることから、ア)の「世帯・エリアカバー率の最大限維持」対策を、ラジオへの接触機会という捉え方で、Radikoによるエリア維持(聴取習慣の継続性)を行う方向性も考慮していただき、FM転換に向けた制度設計に反映させるよう検討願います。</p>	

<p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	
<p>○ また、インターネット配信による代替が現時点ではエリア対象外とされているが、将来の通信技術の革新により、輻輳・遅延が払拭される可能性も考慮して適切に見直しが行われることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>意見 5-6</p> <p>● 廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設が可能になるよう、早期に制度整備することを要望</p>	<p>考え方 5-6</p>
<p>○ 「このため、特例適用局の運用休止に当たっては、新たなFM中継局の整備や既存のFM補完中継局の運用、さらにはケーブルテレビによる再送信の実施を可能な限り行うこと。」との記載がありますが、弊社では「新たなFM中継局」の整備ができないとエリア内のカバー率の確保ができない中継局もあるため、早急に「新たなFM中継局」の開設が可能になる制度整備を要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	<p>休止又は廃止を予定するAM局の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設を可能とする制度整備案を令和5年2月13日に公表し、同年3月15日まで意見募集を実施しています。</p>
<p>○ 「FM転換」「AM局廃止」には年単位の準備期間を要しますので、速やかな実現に向けて遅滞なく経営判断を下す必要があります。そのためにも特に「廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的とした新たなFM中継局の開設が可能になる制度」に関する早期の制度整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>なお、公表した制度整備案を踏まえ、脚注5を以下のとおり修正します。</p>
<p>○ 「新たなFM中継局」については「制度整備を行うことを検討している」とされていますが、AM局の廃止を前提としたFM局新設を計画する上で、法制度の内容は重要な要素となります。早期に制度整備が公表される事を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>	<p>現在のFM補完中継局の整備は、AM局の放送区域における難聴対策等に限定されているが、この範囲を拡大し、休止を予定するAM局等の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設が可能になるよう、制度整備を行うことを検討している。</p>
<p>○ 「新たなFM中継局の整備」に関して、注記5の「現在のFM補完中継局の整備は、AM中継局の放送区域における難聴対策等に限定されているが、～制度整備を行うことを検討している。」とする方針に賛同いたします。さらに、廃止を予定するAM親局・中継局の放送区域をカバーするための既存</p>	

<p>F M補完中継局の仕様変更についても検討対象とされることを希望します。 【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>意見 5-7 ● 廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たに開設することが可能となるFM中継局について、「考え方」で示された空中線電力及び周波数の条件を明記することを要望</p>	<p>考え方 5-7</p>
<p>○ 特例適用局の運用休止に当たって行われる新たなFM中継局の整備や既存のFM補完中継局の運用については、2020年12月の「実証実験の考え方」に記載された条件「FM補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいとの要望は認めない」「90MHz以下の使用については、すでにFM補完中継局に割り当てられているものに限る」を、明記頂くことを求めます。 【株式会社エフエム福岡】</p>	<p>本基本方針（案）は、2023年の再免許時に、一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするために必要となる措置について、放送法・電波法上の観点から整理を行い、新たに設けることとしている電波法上の特例措置の内容、適用を受けるための要件、手続等を示したものです。</p>
<p>○ 特例適用局の運用休止に当たって行われる新たなFM中継局の整備や既存のFM補完中継局の運用については、「FM補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいという要望は認めない」「90MHz以下の使用については、既にFM補完中継局に割り当てられているものに限る」といった2020年12月の「実証実験の考え方」に記載された条件を踏襲することの明記を求めます。 【静岡エフエム放送株式会社】</p>	<p>現時点では、休止又は廃止を予定するAM局の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設を可能とすることを特例措置の適用に向けた制度整備として予定しています。</p>
<p>○ 特例適用局の運用休止に当たって行われる新たなFM中継局の整備や既存のFM中継局の運用については、「FM補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいとの要望は認めない」「90MHz以下の使用については、すでにFM補完中継局に割り当てられているものに限る」といった2020年12月の「実証実験の考え方」に記載された条件を踏襲することを、明記頂くことを求めます。 【株式会社エフエム東京】</p>	<p>今後、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととしています。</p>
<p>○ 特例適用局の運用休止に当たって行われる新たなFM中継局や既存のFM中継局の整備・運用については、2020年12月の「実証実験の考え方」に記載された「FM補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいとの要望は認めない」「90MHz以下の使用については、すでにFM補完中継局に割り当てられてい</p>	

<p>るものに限る」といった条件を踏襲することを明記頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 InterFM897】</p>	
<p>○ 特例適用局の運用休止に当たって行われる新たな FM 中継局の整備や既存の FM 中継局運用については、①「FM 補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいとの要望は認めない」②「90MHz 以下の使用については、すでに FM 補完中継局に割当てられているものに限る」という 2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に記載された条件を必ず踏襲いただき、明記することを要望いたします</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム大阪】</p>	
<p>意見 5-8</p> <p>● 廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たに開設することが可能となる FM 中継局について、補助金の対象となるものではないことの確認</p>	<p>考え方 5-8</p>
<p>○ 新制度に基づき、廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として、AM 放送局が新設する FM 中継局については、2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に明記された「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」との貴省見解に鑑み、また、AM 放送局と FM 放送局の公平な競争環境の確保という観点から、難聴解消支援の補助金はもとより、耐災害性強化支援や予備送信設備整備の補助金の対象にもしないものと想定しております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム福岡】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考といたします。</p>
<p>○ 新制度に基づき、廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として、AM 放送局が新設する FM 中継局については、2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に明記された「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」との貴省の見解、また、AM 放送局と FM 放送局の公平な競争の確保という観点からも難聴解消支援の補助金はもとより、耐災害性強化支援や予備送信機設備整備の補助金の対象にしないものと想定しています。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送株式会社】</p>	

○ 「廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たな FM 中継局の開設が可能になるよう、制度整備を行うことを検討している。」とありますが、「民間 AM ラジオ放送事業者の AM 放送の FM 転換等に関する『実証実験』の考え方」に明記されています「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」との貴省見解に鑑み、また、AM 放送局と FM 放送局の公平な競争環境の確保という観点から、難聴解消支援の補助金はもとより、財政支援となるような補助金の対象にもしないものと想定しております。

【株式会社エフエム愛知】

○ 新制度に基づき、廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として、AM 放送局が新設する FM 中継局については、2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に明記された「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」との貴省見解に鑑み、また、AM 放送局と FM 放送局の公平な競争環境の確保という観点から、難聴解消支援の補助金はもとより、耐災害性強化支援や予備送信設備整備の補助金の対象にもしないものと想定しております。

【株式会社エフエム東京】

○ 2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に明記された「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」との貴省見解に鑑みても、また、AM 放送局と FM 放送局の公平な競争環境の確保という観点からも、新制度のもと、廃止を予定する AM 中継局の放送区域カバーを目的として AM 放送局が新設する FM 中継局については、難聴解消支援の補助金はもとより、耐災害性強化支援や予備送信設備整備の補助金の対象にはしないものと考えております。

【株式会社 InterFM897】

○ 新制度に基づき、廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として、AM 放送局が新設する FM 中継局については、2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に明記された「AM 放送の FM 転

<p>換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」との総務省見解に鑑み、加えて AM 放送局と FM 放送局の公平な競争環境の確保という観点から、難聴解消支援の補助金はもとより、耐災害性強化支援や予備送信設備整備の補助金の対象にもしないものと当社は理解しております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム大阪】</p>	
<p>意見 5-9</p> <p>● 廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たに開設することが可能となる FM 中継局の整備について、財政支援することを要望</p>	<p>考え方 5-9</p>
<p>○ 当社 AM ラジオは国土の 22% を占める広大なエリアにあって 99.6% をカバーしています。AM と FM の伝搬特性の違いから現在のカバーエリアをすべて FM 中継局でカバーすることは物理的にも費用的にも不可能です。エリアカバーが縮小する場合、「世帯・エリアカバー率を最大維持できるように努めること」とありますが、それでも初期投資等々に相当な設備投資が必要と思われます。厳しい経営環境下にある AM ラジオにとって自社で対応できる投資には限界があります。国の財政支援が不可欠と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考といたします。</p>
<p>(2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと</p>	
<p>意見 6-1</p> <p>● 総務省による周知広報を要望</p>	<p>考え方 6-1</p>
<p>○ AM 局の運用休止がその地域での社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にするため、またご理解を得られるためには様々な広報手段で丁寧かつ分かりやすい周知広報の実施が必要だと考えます。総務省では AM 局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うことを検討するとありますが、総務省発の印刷物やテレビ、ラジオ CM 等広報ツール作成に加えて、報道資料の発信等住民への周知広報に注力するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	<p>「3 (2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと」の脚注 7 に記載しているとおり、総務省においても、特例措置の適用を受けた AM 局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うことを検討しています。頂いた</p>

<p>○ 放送事業者として、周知広報に努めますが、自治体広報誌等での周知に関しては総務省からも広報誌等での周知の依頼を行って頂きたい。その際、社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から停波を行う事についても説明を行って頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	<p>御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>意見 6-2</p> <p>● 周知広報の手段として非サイマルによる放送も検討</p>	<p>考え方 6-2</p>
<p>○ 運用休止にあたり、放送区域内の住民に告知する手段として、非サイマルによる放送も検討したいと考えております。かつてテレビの地デジ化のプロセスにおいて、アナログ放送が終了する最終段階においては、アナログ放送が終了する旨の告知を非サイマルで行い、移行の周知を図りました。今回の特例措置においても、特例措置の適用対象局のみの放送に於いて（AMとFMの非サイマルで）同様な対応も想定可能なのではないかと受け止めております。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	<p>「3(2)特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと」で必須としているラジオ放送及びホームページ以外の周知広報の方法については、各特例措置適用事業者において地域の実情に応じて適切にご検討いただくことを期待しています。</p> <p>なお、FM補完中継局はAM放送の補完を目的とするものであり、その放送内容等は補完されるAM放送と基本的に同じものになると考えています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>(3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと</p>	
<p>意見 7-1</p> <p>● 地方自治体等との調整に当たって、国による支援を要望</p>	<p>考え方 7-1</p>
<p>○ 災害時の対応は、行政機関が指揮をとり、放送事業者はそれに協力・連携して進めるのが本来の姿で</p>	<p>総務省においても特例措置の適用を受け</p>

<p>あると考えます。この点、災害時の対応に関する調整に際しては、総務省の関与が不可欠になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>たAM局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うこととしています。また、関係省庁等に対して、必要な情報提供を行うことを予定しています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>○ ラジオに求められている地域情報の発信、災害時のきめ細かな情報提供等の役割に対する信頼を裏切ることのないように十分な理解を得ることは特例措置を実施するにあたり、必須条件と考えます。また、大規模災害時の人命最優先を考えた場合に、機動的なAM送信の再開ができるように官民一体の体制を整えていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ベイエフエム】</p>	
<p>○ 特例適用局の運用休止の際、地方公共団体等への周知が円滑に進むよう、国の協力及び調整も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ 2020年12月公表の「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」においては、「国として実証実験を行う」としていた経緯を踏まえて、総務省はAM局の運用休止において、社会的影響を最小限にするため、地方公共団体への周知・調整について積極的な対応を行うべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ 総務省が2020年に示した「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」では「国として実証実験を行う」としていた経緯を踏まえて、AM局の運用休止による社会的影響を最小限にするため、総務省は地方公共団体等への周知・調整について積極的に対応すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSホールディングス】</p>	
<p>○ AM局の運用休止、FM転換及びAM局廃止において、地方自治体への周知・調整は、放送事業者が主体となり進めていくものと考えておりますが、社会的影響を最小限にするために国の積極的な支援を要望いたします。</p>	

<p style="text-align: right;">【株式会社新潟放送】</p> <p>○ 自治体や聴取者への周知義務が事業者主体のみで行うことが過重になっているように思われます。自治体への事前の周知について、総務省からも十分な説明をしていただくよう要請します。また、国策ではないにしても、国民の生活にかかわることなので、放送事業者と一体となって周知活動、受信者対策を行う体制を総務省でも検討してください。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	
<p>意見 7-2</p> <p>● 大規模災害発生時の対応は特例適用局の運用再開ありきで調整するのではなく、FM放送の継続を前提とするべき</p> <p>○ FM補完局は国が進める国土強靱化の一環として設立されたものであり、洪水や津波といった大規模災害発生時に川辺など低い標高に設置されているAMラジオ送信所からの放送が困難になる事態が想定され、送信アンテナが山頂など高い土地にあるFMが災害対策に適しているという発想があったと理解しています。従って大規模災害発生時における対応について、運用休止するAM局（特例適用局）の運用再開ありきで調整をするのは筋が違う話であり、あくまでFM放送の継続を大前提に災害時の対応に当たるべきであり、放送ネットワークの強靱化の理念に合致するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	<p>考え方 7-2</p> <p>運用休止していた特例適用局を大規模災害発生時に運用再開するかどうかについては、調整の相手方となる地方公共団体との間で決定されるものであると考えています。</p>
<p>意見 7-3</p> <p>● トンネル内の再送信に係る施設管理者との調整に当たって、総務省による支援を要望</p> <p>○ トンネル再送信に対する方針の記載がありません。現段階の方針を提示願います。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p> <p>○ 総務省では、「トンネル内再送信」について、長らく国土交通省に働きかけていると聞きますが、より積極的に取り組んでいただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	<p>考え方 7-3</p> <p>トンネル内の再送信については、「3 (3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと」の脚注8に記載している「AM放送の再送信を行っている関係者」に該当することから、特例措置適用事業者において適切な周知を行うこと</p>
<p>○ 一定の規模以上のトンネル内でのワイド FM による再放送は、全国の民間 AM ラジオ放送事業者にと</p>	

<p>って災害時の情報伝達の手段として重要であり、ワイドFMで聴取できる再放送設備を整備するようにトンネルの施設管理者との間で調整を進めるべきだと考えます。総務省としても、国土交通省・地方自治体・道路施設管理者に対して、トンネル内でのワイドFMによる再放送を強く働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS ホールディングス】</p>	<p>が求められます。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>(4) 問合せ窓口を設置すること</p>	
<p>意見 8-1</p> <p>● 総務省による問合せ窓口の設置や共通の Q&A の作成を要望</p>	<p>考え方 8-1</p>
<p>○ 地域住民からの問い合わせを全て各社判断バラバラで行う事は、混乱を招くと予想します。総務省としても問い合わせ窓口を設置し、想定質問に対する模範回答集や基本的対策案を作成する等、事業者とともに適切に対応していただく事を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>「3 (4) 問合せ窓口を設置すること」の脚注 10 に記載しているとおり、総務省においても、特例措置実施に関する問合せへの対応を行うことを検討しています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>○ 「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」において、「国として実証実験を行う」としていた趣旨に鑑みれば、総務省は今般のAM局の運用休止において、社会的影響を最小限にするため、特例措置実施の問い合わせ対応に留まらず、リスナーに寄り添った積極的な対応を行うべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
<p>○ 聴取者サービスに向けて特例適用局の運用休止による影響を正確に把握するためには、当特例措置の目的等を正確にかつ丁寧に説明する問い合わせ窓口は重要な役割を担うものと考えます。特例適用局が特例措置実施に関する問合せへの対応を主体的に行うことは当然の責務ではありますが、総務省におかれましても、全国共通のコールセンターの設置を希望します。また、問い合わせ窓口用に運用休止局共通のQ&Aを作成し、事前に情報共有の場を設定することも重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	
<p>○ 問合せ窓口の対応時間については、24 時間 365 日の対応は費用面、人員面での負担も大きくなる事</p>	

<p>が予想されるため、全国統一の問い合わせ窓口の設置を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	
<p>(6) 特例適用局の運用休止による影響を検証すること</p>	
<p>意見 9-1</p> <p>● 検証に当たって、総務省による支援を要望</p>	<p>考え方 9-1</p>
<p>○ スムーズに検証が行われるよう総務省としても自治体に働きかけるなど様々な支援をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
<p>(7) 特例適用局の運用休止に関する報告書を作成すること</p>	
<p>意見 10-1</p> <p>● 特例適用局の運用休止に関する報告書を国民に公開することを要望</p>	<p>考え方 10-1</p>
<p>○ 検証結果の報告書を総務省へ提出することとなっていますが、本停波検証は国民が不利益を被る可能性もあることから、提出された報告書は盛り込む内容「エ」以外は総務省へ提出と同時に国民に開示することを盛り込むことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「3 (8) 特例適用局の運用休止の結果を公表すること」において、特例適用局の運用休止の結果についてホームページ等において公表することを要件としており、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、適切な情報が公開されるよう、総務省としても取り組んでまいります。</p>
<p>○ 特例適用局の運用休止に関する報告書は一般国民にも公開される事を要求するリスナーがこの取り組みが適切かどうか、を自分で考える基準にすべきである</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>4 特例措置の適用を受けるための手続</p>	
<p>意見 11-1</p> <p>● 特例措置の適用に係る手続を簡素なものとすることを要望</p>	<p>考え方 11-1</p>
<p>○ 特例措置の適用については、必要な事項を記載の上再免許時申請で可能とすること、に賛同する。適用の申請、運用休止、実施計画の変更の際の申請書や方法については、出来る限り簡素な扱いで可能としていただくことを要望する。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたしま</p>

【株式会社京都放送】	す。
意見 11-2 ● 再免許を受けた時点で特例適用局の運用休止に関する実施計画を国民に公開することを要望	考え方 11-2
○ 停波検証は国民が不利益を被る可能性もあることから、特例措置が適用となった局名、提出された実施計画を再免許された段階で国民に開示する事を盛り込む事が必要である。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	「3 (2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと」において、特例適用局の運用休止に関する周知広報を特例適用局の運用休止開始日の遅くとも3か月前から実施することを要件としており、また、総務省においても特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うことを検討しています。特に聴取者への影響を最小限にする観点から、適切な周知広報がなされるよう、総務省としても取り組んでまいります。
5 特例措置の適用期間の終了後の総務省の対応	
意見 12-1 ● 再度、特例措置の適用期間を設けることに賛同	考え方 12-1
○ 特例措置は、2028年の全国的な制度整備に先駆けて実施するものと理解しています。特例措置適用によって得た様々な知見は、各民間ラジオ放送事業者の経営判断により実施されるFM転換、あるいはAM局廃止の手続きが、より柔軟に選択、実施に繋がるものになること期待します。 <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。
○ 弊社のAMラジオは親局と2中継局の体制で、今般のFM転換計画にあたっては、中継局から段階的に取り組む方針です。このため、特例措置の適用期間終了（2025年1月31日）後に再度特例措置の	

<p>適用期間を設ける点に賛同し、適用期間中に浮上するであろう課題等を踏まえた上で、一段とスムーズな FM 転換が実現できるよう努めたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<p>○ 再度特例措置の適用期間を設けること、に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>意見 12-2</p> <p>● 今後のラジオの在り方や必要な制度整備について検討、提示すべき</p>	<p>考え方 12-2</p>
<p>○ 今回の案には「ラジオの将来像」といったものは提示されておられません。テレビについては「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」が2030年頃のテレビの将来像を今夏の取りまとめで提示しておりますが、ラジオの在り方に関する総務省の基本認識はどのようなものか提示していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>今後のラジオの在り方や必要な制度整備については、特例措置の実施状況等も踏まえ、検討を行う必要があると考えます。</p>
<p>○ AM 局の廃止や FM 転換を進めていったとしても、多くの民間 AM ラジオ放送事業者の経営環境は、一層厳しくなっていくことが想定されます。災害時をはじめとして公共的な責務を担う民間ラジオ事業を存続させるためには、地方公共団体に対する働きかけも含めた国としての支援も必要になってくると考えます。総務省には、radiko や音声配信による聴取がさらに普及・拡大することも想定して、2030 年以降のラジオに関する制度設計について早急に検討するべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS ホールディングス】</p>	
<p>意見 12-3</p> <p>● ワイドFM受信機の普及に関する御意見</p>	<p>考え方 12-3</p>
<p>○ FM 転換の大きな課題の一つに対応受信機の普及問題があります。特に北海道では車での移動機会が多いうえに移動距離が長いのでカーラジオの対応受信機の普及は必須です。国も放送事業者と連携して広くキャンペーン等を行うなど周知広報を継続して実施していただきたいと考えます。</p> <p>○ また、ワイドFM受信機の普及についての方針等についても記載がありません。この点についての考</p>	<p>総務省では、平成 29 年度よりワイドFMの周知広報を継続して実施しており、今後も引き続きワイドFMの普及促進に取り組んでまいります。</p>

<p>えを提示願います。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	
<p>○ AM 局の運用休止の影響を最小限に抑え、災害発生時での不利益、かつ聴取者サービスの低下を招かないためには、全国レベルでワイドFM 対応受信機の普及をより進めていく必要性を感じています。それにはキー局の強力なリーダーシップの下、関係事業者や日本民間放送連盟が連携して普及活動に取り組むことを強く望みます。また、国を挙げて対応受信機普及にも尽力していただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南海放送】</p>	
<p>○ 特例適用局の運用休止については AM 社個々の判断によるものと理解しております。しかしながら災害、難聴対策としての FM 補完中継局（ワイドFM）は聴取者をはじめタクシー、バスなどの公共交通機関の受信機対応、そしてトンネル内再送信なども問題と認識しております。災害時でも安心して FM 波を受信できるよう、引き続きワイドFM 対応受信機普及に向けた取り組みや働きかけなどのご支援をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	
<p>意見 12-4</p> <p>● 元AM親局に対する重大放送事故対応や登録点検期間などの緩和を要望</p>	<p>考え方 12-4</p>
<p>○ 9 ページの参考「FM 転換により想定される民間 AM ラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」の「(2) FM 転換を行い、元 AM 親局及び AM 中継局の全て又は一部を継続する」に該当する場合、元 AM 親局と AM プラン局を重大事故報告対象局から除外する放送法上の措置も講じていただきたい。また、定期検査制度も中継局と同等の扱いとしていただきたい。設備の老朽化が進んだ AM 局の設備更新や大規模補修等の実施は、費用面からも物理的にも困難な状況である。ラジオ事業の経営状況は厳しく、AM 局と FM 局の両方を重大事故報告対象局として運用を継続していく事は、大きな負担となっている。FM 転換は放送事業の基盤強化策として進められているものであり、AM 局の一定期間の運用休止を可能とする特例措置のみならず、上記制度の見直しも必要な環境整備の一</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>

<p>つであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	
<p>○ 主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を中継局に変更する場合、放送局の負担軽減のため、元AM親局に対する重大放送事故の扱いや登録点検期間が緩和されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ 主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を中継局に変更する場合、放送局の負担軽減のため、元AM親局に対する重大放送事故の扱いや登録点検期間が緩和される事を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>	
<p>意見 12-5</p> <p>● 「考え方」で示された空中線電力や周波数、国の財政支援に関する条件を踏襲するとともに、既存FM放送事業者との公平な競争環境の確保の関連からの整理を課題として認識することを要望</p>	<p>考え方 12-5</p>
<p>○ FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備を検討する際に考慮すべき事項として、2020年12月の「実証実験の考え方」に記載された「FM補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいという要望は認めない」「90MHz以下の使用については、既にFM補完中継局に割当てられているものに限る」「AM放送のFM転換に対する国による財政支援は想定していない」といった条件を踏襲するとともに広域AM放送局が広域のままFM放送局に転換されることに関する「既存FM放送局との公平な競争環境の確保の観点からの整理」を引き続き課題として認識いただくことを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>
<p>○ FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備を検討する際に考慮すべき事項として、2020年12月の「実証実験の考え方」に記載された「FM補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいとの要望は認めない」「90MHz以下の使用については、すでにFM補完中継局に割当てられているものに限る」「AM放送のFM転換に対する国による財政支援は想定していない」といった条件を踏襲するとともに、広域AM放送局が広域のままFM放送局に転換されることに関する「既存FM放送局との公平な競争環境の確保の観点からの整理」を、引き続き、課題として認識頂くことを求めます。</p>	

<p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p> <p>○ FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備を検討する際に考慮すべき事項として、2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に記載された「FM 補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいとの要望は認めない」「90MHz 以下の使用については、すでに FM 補完中継局に割当てられているものに限る」「AM 放送の FM 転換に対する国による財政支援は想定していない」といった条件を踏襲するとともに、広域 AM 放送局が広域のまま FM 放送局に転換されることに関する「既存 FM 放送局との公平な競争環境の確保の観点からの整理」を、引き続き、課題として認識頂くことを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 InterFM897】</p>	
<p>○ FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備を検討する際に考慮すべき事項として、2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に記載された①「FM 補完中継局の最大空中線電力を引き上げたいとの要望は認めない」②「90MHz 以下の使用については、すでに FM 補完中継局に割当てられているものに限る」③「AM 放送の FM 転換に対する国による財政支援は想定していない」といった条件を必ず踏襲いただくことを要望します。そして、広域 AM 放送局が広域のまま FM 放送局に転換されることに関する「既存 FM 放送局との公平な競争環境の確保の観点からの整理」を継続しての課題としてご認識頂きたく考えています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム大阪】</p>	
<p>意見 12-6</p> <p>● FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備を早期に行うことを要望</p>	<p>考え方 12-6</p>
<p>○ 今回はあくまでも 2023 年から 2025 年の期間についての特例措置と認識しておりますが、この結果を踏まえた問題解決のための施策は総務省を主体に行っていただきたいと考えます。その検証後、出来るだけ早い段階で 2028 年再免許以降の想定基準についてご提示いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>
<p>○ 2020 年 12 月公表の「民間ラジオ放送事業者の AM 放送の FM 放送への転換等に関する「実証実験」の</p>	

<p>考え方」によると、2025年頃に第2次とありますが、次の特例措置の適用期間について遅滞なく公表をしていただき、2028年の再免許時以降のFM転換及びAM局廃止についての制度整備に関しても、民間AMラジオ放送事業者が十分な準備期間が確保できるよう、遅滞なくご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ 2020年12月公表の「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」によりますと、今後、2025年、そして2028年に向けて、それぞれ新たに「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の公表が予想されますが、その際には、全国の民放AMラジオ事業者の経営基盤強化に繋がる選択肢が拡大するような柔軟な制度整備を、十分な周知徹底を含む諸準備が可能となるよう、遅滞なく行っていただくことを切にお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ さらに、今後検討が行われるFM転換及びAM局廃止についての制度整備に関して、民間AMラジオ放送事業者が十分な準備期間が確保できるよう、遅滞なくご検討、公表いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ AMラジオ放送の持続的な維持・発展を可能とし、AMラジオ局の中長期的な経営戦略を描くためには、AMラジオ局の経営の選択肢を増やすことが重要であると考えます。</p> <p>○ AMラジオ局を子会社として有している当社としては、グループ会社経営の選択肢を増やす意味でも、AMラジオ局の「社会的役割を果たしていくための放送制度における必要な措置」と「放送ネットワークインフラに係るコスト負担軽減」が早急に必要であると考えており、既存の放送制度について柔軟な見直しを図られることを期待しています。</p> <p>○ この観点から「FM転換」「AM局廃止」に関する早期の制度整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ 総務省は特例措置の実施状況を踏まえ、『FM転換』『AM局廃止』に必要な制度整備について検討を行うとのことですが、令和10年放送局再免許を見据えたスケジュール感が重要と考えます。弊社は、制度の提示を受けて具体的な置局計画を策定・実施する考えであり、速やかな制度整備を要望しま</p>	

す。	【株式会社高知放送】	
○ FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について、早めの検討、公表を要望いたします。	【株式会社新潟放送】	
意見 12-7 ● FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について、「考え方」に記載された内容が反映されたものとなることを要望		考え方 12-7
○ この度の「AM 局の運用休止に係る特例措置」については、特例適用局の放送対象地域において、聴取者の意向を取り入れた実証実験が行われ、将来の制度整備においては、2020 年 12 月の「実証実験の考え方」に記載された内容も反映された制度整備となることを要望します。 【横浜エフエム放送株式会社】		頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。
意見 12-8 ● 運用休止後、特に問題がなければ、そのまま特例適用局を廃止できるようにすることを要望		考え方 12-8
○ また、最低 6 か月の運用休止期間の終了後、影響を検証する期間においても運用休止を継続し、特に問題がなければ、そのまま廃止が出来ることを要望します。 【福井放送株式会社】		頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。
意見 12-9 ● FM 転換及び AM 局廃止の際に考慮すべき事項について、公表する時期を明示することを要望		考え方 12-9
○ 公表を行う時期について明示して頂きたい。 【株式会社大分放送】		FM 転換及び AM 局廃止の際に考慮すべき事項については、特例措置の実施状況等を踏まえ、適切な時期に公表したいと考えています。
意見 12-10		考え方 12-10

<p>● FM補完中継局の整備に対してだけでなく、AM局の撤去費用等、国による幅広い財政支援をすることを要望</p>	
<p>○ 必要な制度整備と併せて、AM放送事業者の経営状況も鑑み、FM補完中継局整備への財政支援だけではなく、AM中継局の撤去費用等、国による幅広い財政支援を引き続き強く要望する。 【株式会社京都放送】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考といたします。</p>
<p>参考「FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」</p>	
<p>意見 13-1</p>	<p>考え方 13-1</p>
<p>● FM局とAM局の併用をできるだけ長く認めることを要望</p> <p>○ 基本方針案の「FM転換による放送ネットワーク類型」で、AM親局を中継局に変更して放送を継続する例が示されています。厳しい経営状況の中でFMのみでのネットワーク構築は容易ではなく、FMとAM中継局の「併用」をできるだけ長く認めていただきたい。 【株式会社中国放送】</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>
<p>意見 13-2</p>	<p>考え方 13-2</p>
<p>● AM局廃止を行わずに、FM補完中継局をFM親局へ変更するケースのイラストの追加を要望</p> <p>○ 「FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」において、類型（2）「FM転換を行い、元AM親局及びAM中継局の全て又は一部を継続する」のイラストを見ると、AM局廃止が前提のように見える。「AM局廃止を行わずに、FM補完中継局をFM親局へ変更する」ケースのイラストの追加を要望する。 【朝日放送ラジオ株式会社】</p> <p>○ 「FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」において、類型（2）「FM転換を行い、元AM親局及びAM中継局の全て又は一部を継続する」のイラストを見ると、AM局廃止が前提のように見える。「AM局廃止を行わずに、FM補完中継局をFM親局へ変更する」ケースのイラストの追加を要望する。 【大阪放送株式会社】</p>	<p>参考「FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」に掲載している図はあくまで例示であり、ご指摘のケースは「(2) FM転換を行い、元AM親局及びAM中継局の全て又は一部を継続する」に含まれると考えます。 頂いた御意見を踏まえ、掲載している図はあくまで例示である旨を追記することといたします。</p>

<p>○ 「FM 転換により想定される民間 AM ラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」において、類型(2)「FM 転換を行い、元 AM 親局及び AM 中継局の全て又は一部を継続する」のイラストを見ると、AM 局廃止が前提のように見える。「AM 局廃止を行わずに、FM 補完中継局を FM 親局へ変更する」ケースのイラストの追加を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 MBS ラジオ】</p>	
<p>意見 13-3</p> <p>● 元 AM 親局を減力し、AM 中継局に変更することを可能とすることを要望</p>	<p>考え方 13-3</p>
<p>○ 主たる FM 補完中継局を FM 親局に変更し、AM 親局を中継局に変更との記載がありますが、元 AM 親局を減力し、AM 中継局とする事を可能として頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	<p>参考「FM 転換により想定される民間 AM ラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」に掲載している図はあくまで例示であり、ご指摘のケースは「(2) FM 転換を行い、元 AM 親局及び AM 中継局の全て又は一部を継続する」に含まれると考えます。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、掲載している図はあくまで例示である旨を追記することといたします。</p>
<p>その他</p>	
<p>意見 14-1</p> <p>● 再免許の際に AM 放送だけでなく、FM 放送の免許も取得し、2028年の再免許の際に FM 転換を判断すべき</p>	<p>考え方 14-1</p>
<p>○ 意見としては AM 放送の再免許だけでなく FM 転換するしない関係なく FM 放送の免許も敢えて取得しさらに 5 年後の再免許の時までに FM 転換するかを決断したほうがいいと思う。なお、再免許する際は AM 放送で親局以外のコールサイン付きの中継局に関して親局とは異なる放送を実施してな</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考とい</p>

<p>いその中継局のコールサインを廃止すること。当面の間はAMとFM両方の放送免許を持ちつつAMかFMでわかりやすくするためにAM用とFM用の局名告知を流すようにする。もう一つは僕が住む佐賀県では既存のAM放送とFM放送での放送地域対象がAM局は親局が隣の長崎を含む2県で1つの県域であるのに対しFM局では1県それぞれに1つの県域と複雑な地域の場合は既存のFM局が放送対象地域を既存AM局に歩調するように何らかの対応しなければなりません。長崎側と佐賀側のFM局同士で合併統合かそれぞれのFM局が相互乗り入れのようにしてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>たします。</p>
<p>意見 14-2</p> <p>● ワイドFMの受信環境の改善のために、更なるFM補完中継局の設備や既存のFM補完中継局の空中線電力の引き上げを行うことを要望</p>	<p>考え方 14-2</p>
<p>○ 本方針に賛成であるが、これを機に、総務省の側でも、新たなFM補完中継局の新設や既存のFM補完中継局の出力増強の認可・支援など、ワイドFMの聴取環境の改善に一層積極的に取り組んでいただきたい。とりわけ近畿広域圏においては、放送局により同じ場所での聴取状況が大きく異なることが多い(特に、生駒山から送信されるワイドFM3局の受信状況が他局より悪い)ので、できるだけ早く対処してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考といたします。</p>
<p>○ 現在、ワイドFMが受信可能とされていますが室内で全く受信不可能な場所に住んでおります。また、自宅から見える場所にNHK及び民放FM局の送信所(宮城県白石市郡山字大萩山 白石中継局)があります。しかし、自宅から見えるにも関わらず出力が低いため室内で全くFMラジオ受信不可能です。実際に行う際には地上波デジタルテレビの送信所と同じ数の送信所を整備し適切かつ高い出力で実験を行ってください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	

※ なお、「考え方 5-6」に記載しているほか、以下の修正を行っています。

- ・ 令和5年1月17日に公表された「放送法施行規則等の一部を改正する省令案」によって放送法施行規則に新設される第86条の2（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）において、休止及び廃止に関する公表の方法として、「当該休止又は廃止について記載した書面の当該基幹放送事業者の各事務所への備置き」（同条第1項第2号）が規定されることを踏まえ、「3(2)特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと」の第1パラグラフを以下のとおり修正します。

特例適用局の運用休止に関する周知広報を、少なくとも当該事業者のラジオ放送、運用休止について記載した書面の当該事業者の各事務所への備置き及び当該事業者のホームページの3媒体により、特例適用局の運用休止開始日の遅くとも3か月前から実施すること。

- ・ 「4 特例措置の適用を受けるための手続」における意向調査に関する脚注11中、「2023年2月頃」を「2023年3月頃」と修正します。